

長岡京市競争入札等及び契約の過程に係る苦情処理要綱

平成19年10月1日 制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同法の規定に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）において、入札等及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する仕組みを整備するものとする。とされた趣旨等に基づき、長岡京市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品の供給等及び役務の提供における入札等及び契約の過程に係る苦情処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要綱の対象とするものは、長岡京市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品の供給等及び役務の提供で、発注予定額が長岡京市契約規則（昭和55年規則第2号）別表第1の金額を超えるもので、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 一般競争入札により契約を締結しようとするもの
- (2) 条件付一般競争入札により契約を締結しようとするもの
- (3) 公募型指名競争入札により契約を締結しようとするもの
- (4) 簡易公募型指名競争入札により契約を締結しようとするもの
- (5) 指名競争入札により契約を締結しようとするもの
- (6) 随意契約により契約を締結しようとするもの

(申立てができる者、範囲及び期間)

第3条 苦情の申立てができる者、範囲及び期間は、次の表のとおりとする。

| 区 分         | 申立てができる者  | 範 囲              | 期 間  |
|-------------|---|------------------|------|
| 一般競争入札      | 入札参加の申込みをした者のうち、入札に参加する資格がないとされた理由（以下「欠格理由」という。）の通知を受理した者                   | 欠格理由に関する苦情       | 7日以内 |
| 条件付一般競争入札   | 欠格理由の通知を受理した者   | 欠格理由に関する苦情       | 7日以内 |
| 公募型指名競争入札   | 欠格理由の通知を受理した者   | 欠格理由に関する苦情       | 5日以内 |
| 簡易公募型指名競争入札 | 欠格理由の通知を受理した者   | 欠格理由に関する苦情       | 5日以内 |
| 指名競争入札      | 当該入札と同一の種類に区分されて、長岡京市指名競争入札有資格者名簿に登載されている者で、当該入札に指名されなかったことに対して不服がある者       | 指名されなかった理由に関する苦情 | 5日以内 |
| 随意契約        | 当該契約と同一の種類に区分されて、長岡京市指名競争入札有資格者名簿に登載されている者で、当該契約の相手方として選定されなかったことに対して不服がある者 | 選定されなかった理由に関する苦情 | 3日以内 |

(申立ての方法)

第4条 苦情の申立てをしようとする者(以下「申立者」という。)は、次に掲げる苦情の区分に応じ、各号に定める日から起算して前条の表に規定する期間(長岡京市の休日を定める条例(平成2年条例第31号)第1条各号に規定する長岡京市の休日(以下「休日」という。)を含まない。)に苦情申立書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 前条の表に規定する欠格理由に関する苦情は、欠格理由の通知を受理した日の翌日
- (2) 前条の表に規定する指名されなかった理由に関する苦情は、指名した業者の公表が行われた日の翌日
- (3) 前条の表に規定する選定されなかった理由に関する苦情は、随意契約相手方として選定した業者の公表が行われた日の翌日

(申立てへの回答)

第5条 市長は、前条の申立書の提出があったときは、同条各号に規定する期間の最終日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、回答書(様式第2号)により申立者に通知するものとする。

- 2 市長は、苦情件数が多数に及ぶ等、事務処理上の困難、その他合理的かつ相当の理由があるときは、前項の期限を延長することができる。期限を延長するときは、当該苦情の申立てをした申立者にその理由を回答期限延長通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(申立ての却下)

第6条 市長は、申立てのあった苦情が、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の申立書を受理した日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、却下通知書(様式第4号)により当該申立てを却下することができる。

- (1) 第4条に規定する期間を経過してから申立てがあった苦情
- (2) 第3条に規定する苦情の申立てをすることができる者以外の者からの苦情
- (3) 第3条に規定する苦情の申立てをすることができる範囲以外の苦情
- (4) その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められる苦情

(再申立て)

第7条 回答書を受理した申立者で、内容に不服がある申立者は、当該回答書を受理した日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、再苦情申立書(様式第5号)により市長に再苦情の申立てをすることができる。

(再申立てへの回答)

第8条 市長は、再苦情申立書の提出があったときは、長岡京市入札監視委員会(以下「入札監視委員会」という。)に審議を依頼するものとする。

- 2 市長は、入札監視委員会の審議を経た日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、審議結果通知書(様式第6号)により申立者に通知するものとする。

(再申立ての却下)

第9条 市長は、申立てのあった再苦情が、次の各号のいずれかに該当するときは、再苦情申立書を受理した日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、再却下通知書(様式第7号)により当該申立てを却下することができる。

- (1) 第7条に規定する期間を経過してから申立てがあった再苦情
- (2) 第4条に規定する苦情の申立てを行っていない申立者からの再苦情
- (3) 第6条により申立てを却下された申立者からの再苦情
- (4) その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められる再苦情

- 2 市長は、前項の規定により申立てを却下したときは、これを次に開く入札監視委員会で報告するものとする。

(結果の公表)

第10条 市長は、第5条、第6条、第8条又は第9条により苦情の申立てをした者に対して通

知をしたときは、申立者の住所並びに商号又は名称及び代表者氏名を除き、次に掲げる事項を閲覧による方法で速やかに公表するものとする。

- (1) 回答書（様式第2号）に記載された事項
- (2) 却下通知書（様式第4号）に記載された事項
- (3) 審議結果通知書（様式第6号）に記載された事項
- (4) 再却下通知書（様式第7号）に記載された事項

（苦情申立てができる旨の周知）

第11条 市長は、苦情の申立てができる旨を入札関係者に周知するものとする。

（不利益取扱いの禁止）

第12条 市長は、苦情の申立てをしたことを理由として、当該苦情の申立てをした者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

（入札及び契約手続の執行）

第13条 苦情及び再苦情の申立ては、苦情のあった入札及び契約手続の執行を妨げないものとする。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

長岡京市長 様

申立者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
電話番号（ ） ー

苦 情 申 立 書

次のとおり苦情を申立てます。

1 申立ての対象となる件名

2 申立てのある事項

3 申立てのある事項の主張根拠

長 第 号  
年 月 日

様

長岡京市長

回 答 書

年 月 日付けで申立てがあった苦情について、下記のとおり回答します。

記

- 1 申立ての対象となった件名
- 2 申立てのあった事項
- 3 申立てのあった事項の主張根拠とされた事項
- 4 回答内容

（再苦情の申立てについて）

この回答書の内容に不服があるときは、回答書を受け取った日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。）以内に、再苦情申立書により再苦情の申立てをすることができる。

長 第 号  
年 月 日

様

長岡京市長

回 答 期 限 延 長 通 知 書

年 月 日付けで申立てがあった苦情について、下記のとおり回答期限を延長しますので通知します。

記

1 申立ての対象となった件名

2 回答期限

年 月 日までを 年 月 日までに延長

3 延長理由

長 第 号  
年 月 日

様

長岡京市長

却 下 通 知 書

年 月 日付けで申立てがあった苦情について、下記のとおり却下したので通知  
します。

記

- 1 申立ての対象となった件名
- 2 申立てのあった事項
- 3 申立てのあった事項の主張根拠とされた事項
- 4 却下理由

年 月 日

長岡京市長 様

申立者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
電話番号（ ） ー

再 苦 情 申 立 書

年 月 日付け 第 号の回答書の内容について、次のとおり再苦情を申立てます。

1 申立ての対象となる件名

2 申立てのある事項

3 申立てのある事項の主張根拠



長 第 号  
年 月 日

様

長岡京市長

審 議 結 果 通 知 書

年 月 日付けで申立てがあった再苦情の審議結果について、下記のとおり通知  
します。

記

- 1 申立ての対象となった件名
  
  
- 2 申立てのあった事項
  
  
  
  
- 3 申立てのあった事項の主張根拠とされた事項
  
  
  
  
- 5 審議の結果
  - 承認  
(申立てがあった事項に対して講ずる措置)
  
  
  - 却下  
(理由)

長 第 号  
年 月 日

様

長岡京市長

再 却 下 通 知 書

年 月 日付けで申立てがあった再苦情について、下記のとおり再却下したので  
通知します。

記

- 1 申立ての対象となった件名
- 2 申立てのあった事項
- 3 申立てのあった事項の主張根拠とされた事項
- 4 再却下理由